

## 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当たつて」を「当たって」に、「と自由」を「及び自由」に、「あつて」を「あって」に改める。

第3条の見出し中「責任」を「責務」に改め、同条中「すべて」を「全て」に改める。

第4条の見出し中「任務」を「責務」に改める。

第5条第6号中「がん具」を「玩具」に改め、同条第8号中「あつて」を「あって」に、「ちらし」を「ビラ」に改める。

第7条第2項中「なつた」を「なった」に改める。

第10条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もって」に改め、同条第3項中「以下」を「次条第1項において」に改め、同条第4項中「なつた」を「なった」に改め、同条第5項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第12条第2項第1号及び第2号中「あつて」を「あって」に改め、同条第3項中「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もって」に改める。

第13条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もって」に改める。

第13条の2中「よつて」を「よって」に改める。

第13条の3第2項第1号中「あつて」を「あって」に改める。

第14条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もって」に改め、同条第4項中「あつた」を「あった」に改める。

第16条中「とつて」を「とって」に改める。

第18条中「知つて」を「知って」に改める。

第18条の2第1項中「もつて」を「もって」に改める。

第18条の4中「行つて」を「行って」に改める。

第18条の6第1項中「当たつて」を「当たって」に、「同じ」を「この条において同

じ」に改め、同条第2項中「（以下）の次に「この条において」を加え、「当たつて」を「当たって」に、「。以下」を「。次項において」に改め、同条第3項中「当たつて」を「当たって」に、「以下」を「第18条の8第2項及び第3項において」に改める。

第18条の8の見出し中「確認義務」を「説明義務」に改め、同条第1項を次のように改める。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。次項及び第3項において同じ。）及び役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。第3項において同じ。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に對し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項及び第4項において同じ。）を含む。）を交付しなければならない。

第18条の8第2項を削り、同条第3項中「第17条第1項ただし書」を「第15条ただし書」に、「当たつて」を「当たって」に、「以下「理由書」という」を「電磁的記録を含む」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつたときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない役務提供契約の締結をすることができる。この場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、規則で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

第18条の8第4項及び第5項を次のように改める。

4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次項において同じ。）を講じないこととする正当な理由を記載した書面（電磁

的記録を含む。) を提出しなければならない。

5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による書面の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を販売することができる。この場合においては、第3項後段の規定を準用する。

第18条の8第6項中「第2項、第4項」を「第3項」に改める。

第20条第2項中「あつて」を「あって」に改める。

第22条第4項中「行つた」を「行った」に改め、同条第5項第2号及び第6項第7号中「従わなかつた」を「従わなかつた」に改め、同条第7項第1号中「掲示しなかつた」を「掲示しなかつた」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 理 由

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店並びに保護者の義務に係る規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。